

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月8日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員3名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、
13番 阿部 進

推進委員（3名）

4番 松尾保幸、5番 小野博文、12番 小田喜信

4 欠席委員

5番 森田広富

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第21号 宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について

第3 報告事項

- (1) 報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第10号 非農地証明願の届出について
- (3) 報告第11号 農地改良行為の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 佐野 史晃
主査 原 美佐子

(辞令交付)

会議の前に、本年3月より欠員が生じている委員の選任について、手続きを進めてきたところ、今般、金丸の山本隆氏が議会の同意を得られた。本日、市長より辞令の交付を行う。(塩川市長による辞令交付)

8 会議の概要

議 長 ただ今から、令和5年度第6回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。4番 吉崎委員、6番 塩川委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 12ページ議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして13ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 現地も確認しましたが、別にありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 獣害も酷く、農地として利用度の低い土地であり転用やむなしと判断します。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 3点お尋ねします。転用目的のモータープールとはどのようなものか、近隣の同意は取れているのか、そして、被害防除とはどのようなものかお尋ねします。

係 長 モータープールとは、車置場のようなものです、そこで、鉄材や部品などの材料を仕分けしてリサイクル業者に搬入します。それから、近隣の同意書は取っております。また、被害防除計画書というのは、土羽を打ったり、排水計画や雨水対策などをどうするか記した書類で、こちらの提出はあっております。一般の宅地であれば、この書類は必要としませんが、工場等の転用の場合は提出が必要となります。

議 長 他にご質問ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 21ページ議案第20号 農用地利用集積計画の決定につきまして、22ページをご覧ください。
こちらは機構への所有権移転です。

【説明】

次に、23ページをお願いします。
農用地利用権設定等計画一覧表、継続分1件になります。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に、議案第21号、宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 24ページ、議案第21号 宮若市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてでございます。

こちらについては、事前に、基本構想及び新旧対照表を別添で配布しております。今回の変更につきましては、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、変更を行うものでございます。法律の一部改正につきましては、地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、農地の集約化、人の確保・育成のための体制整備の追加が主なものとなっており、今回の法改正により6月に福岡県の基本構想が変更され、福岡県の変更内容に併せて、市町村の基本構想を変更するものがあります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 変更点は、新規参入、担い手の確保育成、産地計画、利用権がなくなってその代わりのものできる、大きな転機である。農地の集約の目途がついてそれをどうやって使っていくかというところになるだろうと思っている。農業委員としては地域計画の策定、担い手確保の部分もあり随分変わったなと感じる。

係 長 機構が大きく関わるような内容となっております。

議 長 只今の質問は、今回本当に重要な内容で、大きく変わる内容と思います。今までの利用権設定が、今後は機構をからめてくることとなります。流動化に大きな影響がでるでしょう。営農計画書で把握するしか方法がなくなると思います。

議 長 他に何かご質問ありませんか。

委 員 これだけの内容を理解するのは難しいと思われる。DVDや動画があればわかりやすい。

議 長 抜粋して重要な部分だけ、わかりやすく表示してみしてほしい。

委 員 なかなか難しい内容なので、時間をとってもいいので勉強会を開いてもらえればと思うのですが。

係 長 10月に研修会を行うよう協議を進めていたところです。

委員 任期も残り少なくなっているため、重点的な部分だけでも勉強できたらと思っている。

議長 なるべく農繁期ではない時期に研修をするということで、よろしいでしょうか。

議長 それでは、他にございませんか。無いようですので変更することについての採決を一応行います。承認される方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第9号、農地法第18条第6項の合意解約について、次に報告第10号、非農地証明願の届出について、次に報告第11号、農地改良行為の届出について、事務局より一括して説明をお願いします。

まず25ページ、報告第9号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、26ページをご覧ください。

係長 農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

合計19筆、合計面積、21,816.83㎡の合意解約となります。

続きまして、27ページ報告第10号 非農地証明願届出につきまして、28ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。以上となっております。

続きまして、29ページ報告第11号 農地改良行為の届出につきまし

て、30ページをご覧ください。
農地改良に関する届出について、ご報告いたします。

【説明】

- 議 長 ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたら
 お願いします。ございませんか。
- 委 員 合意解約について、〇〇さんの面積が法人にうつっているようですが、
 〇〇さんは農業をやめられるのですか。
- 係 長 いいえ。ご自身の農地を法人の方に異動されるものです。
- 議 長 他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございま
 すので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の
 議事については、全て終わりました。